

## 委託契約書 (案)

1 業務の名称 令和8年度 展示会等誘致開催促進事業

2 履行期間 (自) 契約締結の日  
(至) 令和9年3月31日

3 委託金額 金 円  
(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 契約保証金 金〇,〇〇〇,〇〇〇円

受託者は、契約保証金として委託金額の 100 分の 10 を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

上記委託業務について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

## 総則

### (目的及び委託業務の内容)

第1条 甲は、令和8年度展示会等誘致開催促進事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、甲の指示及び令和8年度展示会等誘致開催促進事業委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）に基づいて業務を実施しなければならない。

### (実施計画書)

第2条 乙は、実施計画書を契約締結の日より10日以内に甲に提出し、承認を得なければならぬ。

2 甲又は乙の都合により前項の実施計画書の内容を変更するときは、甲乙が事前に協議するものとする。

### (計画変更等)

第3条 乙は、実施に関し、経費区分ごとに配分された額を変更しようとするときは、あらかじめ甲に書面により申し入れ、その承認を受けなければならない。ただし、各配分額の20%以内の流用増減（人件費への流用及び一般管理費への流用は除く。）であって、あらかじめ甲に報告したものと除く。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付することができる。

### (支援金支払要綱等)

第4条 乙は、沖縄で展示会等を開催する主催者への支援を行うため、その支援の内容や条件等を定める支援金支払要綱等を契約締結の日より30日以内に甲へ提出し、その承認を得なければならない。

2 甲又は乙の都合により前項の支援金支払要綱等の内容を変更するときは、甲乙が事前に協議するものとする。

### (履行期間)

第5条 履行期間は、この契約を締結した日から令和9年3月31日までとする。

2 乙は、履行期間内に委託業務を完了しなければならない。

### (履行期限の延長)

第6条 乙は、やむを得ない理由によって、履行期限内に委託業務を完了することができないと見込まれるときは、あらかじめ書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、乙の責により、履行期間内に委託業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年利2.5%の違約金を徴することができるものとする。

### (委託料)

第7条 委託業務に対する委託料は、表題部3に定める委託金額とする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、表題部4に定めるものとする。

(再委託の制限)

第9条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が委託仕様書で示した「その他、簡易な業務」はこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を一時的に中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の調査等)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

(実績報告等)

第12条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書及び委託仕様書に基づく成果報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分な部分について再調査を求めることができる。

3 前項により、甲が再調査を求めたときは、乙は、この調査を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(完了検査等)

第13条 甲は、前条第1項に定める実績報告書の提出を受けたときは、直ちに検査を行い、委託業務の成果が、本契約の内容に適合するものであると認めたときは、支払うべき委託料の額を確定し、これを乙に通知するものとする。

- 2 委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。
- 3 乙は、委託業務が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補完しなければならない。この場合においては、補完の完了をもって委託業務の完了とみなし、前項の規定を適用する。

(委託料の支払い)

- 第14条 委託料は、委託業務が終了し、その額が確定した後に支払うものとする。
- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の金額の9割を限度として、概算払いをすることができるものとする。
  - 3 乙は、概算払いを受ける必要があるとき、または前条第1項に定める委託料の額の確定通知を受けたときは、委託料（既に概算済の額があるときは、当該支払済額を控除した額）の支払いを請求書によって甲に請求することができる。
  - 4 甲は、確定した委託料の額が、乙に概算払いした委託料を下回ったときは、乙に対し、期限を定めて返還を命じるものとする。
  - 5 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利3.0%の延滞金を徴収できるものとする。
  - 6 甲は、乙からの支払請求を受理した場合、その支払請求書が適法なものであると認めるときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(著作権)

- 第15条 乙が、事業により取得した著作権は、委託業務の終了とともに甲に継承するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第16条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(解除権及び違約金)

- 第17条 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (1) この契約条項に違反したとき
  - (2) 詐欺その他不正の行為を行ったとき
- 2 当事者は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、相手方と協議のうえこの契約を解除することができる。
  - 3 第1項の規定による契約解除の場合には、違反当事者は相手方に対し、契約違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。また、甲は、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。
  - 4 甲は、第2項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して決める。
  - 5 甲は、乙の責により、委託事業期間内に業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部

分の契約代金の額に対し年利2.5%の違約金を徴することができるものとする。

(損害賠償)

第18条 前条により契約解除に至った場合において、甲に損害があるときには、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

2 委託業務の処理に関して、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(額の確定の取消し等)

第19条 甲は、乙が委託事業に関して不正、その他不適切な行為をした場合は、第11条第1項に定める額の確定の通知の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 甲は、前項の取消し等をした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する委託料が支払われているときは、期限を付して当該委託料の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した違約金を徴収することができるものとする。

(天災その他不可抗力による契約不履行)

第20条 乙は、天災その他不可抗力により、契約の履行ができない場合は、甲と協議するものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務を行うにつき、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならず、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、個人情報の漏えい等があった場合は、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される。

3 前項の規定は、この契約期間の終了後及び契約解除後も同様とする。

(帳簿等の整備及び保管)

第22条 乙は、委託業務にかかる経理を常に明確にし、経理を明らかにした帳簿、その他支出の事実を証明する書類等を整備し、委託業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(暴力団排除対策に関する契約解除)

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である

場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。（以下、「役員等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(補足)

第25条 この契約書及び委託仕様書に明記されてない事項または疑義を生じた事項については、甲と乙が協議し、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

## 【個人情報取扱特記事項】

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

### (作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してもならない。

### (収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

### (事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。  
(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、乙は、回収した資料等について、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第 1 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。  
(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。